

四国中央市教育基本方針

【平成30年度～平成34年度】



四国中央市教育基本方針

【平成30年度～平成34年度】

四国中央市教育委員会は、「あったかな四国中央市の教育」を目指し、四国中央市教育振興に関する大綱と連携を図りながら、教育基本方針を次のように定め、本市教育の充実に努めます。

四国中央市教育振興に関する大綱より

【基本理念】

市民一人ひとりのしあわせづくりの応援
一人ひとりを大切に 人を輝かす
あったかな四国中央市の教育

活力とやさしさにあふれたまち、一体感のあるまちは、人が育ち、文化の香る環境の充実により、一層輝きを発揮します。

四国中央市は、先人の知恵を大切にして発展してきました。その資質を一層伸ばし、学校、地域、企業、市民が力を合わせ、未来につながる教育のまちづくりを進め、ふるさとを誇りに思い、他者への思いやりや生命・人権尊重の心、正義感、自制心や規範意識を高めるため、更なる教育の充実、発展に努め、基本理念の具現化に努めます。

なお、本教育基本方針は、四国中央市第二次総合計画及び四国中央市教育振興に関する大綱との整合を図るため、平成34年度までとします。また、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化等により必要に応じて見直しを行い、本教育基本方針の実効性を確保していきます。

学校教育

基本方針

21世紀を拓く、心豊かにたくましく生きる人間を育成するために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた、子どもたちの「生きる力」を育む特色ある教育に取り組む。

重点目標と推進施策

1 社会総がかりで取り組む教育の推進

- (1) 家庭・地域と連携・協働し、各校の実態を生かしたカリキュラム・マネジメントを組織的・計画的に行うことで、学校教育の質の向上と特色ある教育活動の充実に努める。
- (2) 家庭・地域に対して教育課程等の情報を積極的に提供するとともに、学校評価システムの適切な実施を通して理解や協力を得ながら、信頼される学校づくりに努める。
小規模特認校制度

2 安全・安心な学校づくり

- (1) 学校安全に関する校内体制の整備を行うとともに、危機管理マニュアルの見直しと改善に努め、教職員一人一人の危機管理意識を高める。
- (2) 実践的な防災教育の推進と地域と連携した防災管理体制の整備を図る。
- (3) 家庭や地域社会及び関係機関との連携を深め、地域ぐるみで児童生徒を見守る体制の強化に努める。
- (4) 通学路の点検を定期的を実施し、安全確保に努める。

3 確かな学力を基盤とした未来を拓く力の育成

(1) 確かな学力の定着と向上

ア 「学力向上Can-Doプラン」に基づいて、授業のユニバーサルデザイン化を図り、電子黒板も効果的に活用しながら、すべての子どもが「分かる」「できる」楽しい授業を構築する。

イ ICTを活用した「学び合い学習」の授業を実践することにより、問題解決能力の育成や主体的・対話的で深い学びを展開し、学力の向上を実現する。

ウ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、「確かな見取り」を支える全校体制による取組を推進する。また、意欲を引き出す体験的な学習や問題解決的な学習の充実に努める。

エ 基本的な学習習慣や学習規律を確立するとともに、家庭学習の質的向上を図る。

オ 全国学力・学習状況調査や県学力診断調査・市学力診断調査等の結果を基に、課

題と成果について検証し、学習指導の改善に努める。

カ 自分自身の長所や課題を把握し、主体的に学び続ける児童生徒の育成に努める。

キ 自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法を理解させるとともに、発達の段階に応じて、論理的思考力や創造性、問題解決の能力を育成する。

ク 外国語能力の向上を図る授業づくりに努めるとともに、小中一貫した学びを重視することで、外国語教育の充実を図る。

市教科等研修会

授業実践交流会

(2) 特別支援教育の充実

ア 校内委員会の機能性や特別支援教育コーディネーターの実践力を高め、全校的な支援体制を確立させるとともに、すべての教職員の専門性を高め、家庭や地域、各関係機関と連携した支援体制の充実を図る。

イ 児童生徒一人一人の障がいの状態や発達段階等に応じた教育課程を編成し、「分かる」「できる」楽しい授業を構築するために、指導内容・方法の改善・充実を図る。

ウ 各関係機関や保護者との連携を密にし、合理的配慮についての合意形成を図り、個別の指導計画や個別の支援計画の積極的な作成・活用に努め、指導・支援の充実を図る。

エ 特別支援学校と小・中学校との間、特別支援学級と通常の学級との間で、計画的・組織的な交流及び共同学習を推進する。

特別支援教育推進事業

(3) キャリア教育の推進

ア 一人一人のキャリア形成と自己実現のために、現在及び将来の自己の課題を発見・改善し、将来の生き方を描いて主体的に行動しようとする態度を養う。

イ 望ましい勤労観や職業観を育てるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる。

ウ 個々の能力・適性に応じた進路決定が主体的になされるよう計画的な進路指導に努める。

(4) 情報教育の充実

ア コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の特性を理解させるとともに、情報を適切に活用する能力を育成する。

イ 情報モラル等の基本的なルール、マナーを発達段階に応じて計画的に指導し、主体的かつ適切に情報の管理・収集・選択を行う能力を育成する。

(5) 国際理解教育の推進

ア 物事を多面的に捉え、異文化を尊重しながら共に生きていく資質や態度を育てる。

イ コミュニケーション能力や自己表現力を育てる。

4 豊かな心の育成と規範意識の確立

(1) 生徒指導の徹底と健全育成

ア 児童生徒の自己指導能力の育成を目指し、全教育活動を通じて、生徒指導の一層

の充実と自治的集団づくりに努める。

イ 校内において、複数の視点で児童生徒の変化を早期発見し、適切かつ迅速に対応できるように、教育相談体制の充実を図る。

ウ いじめ・不登校等については、校長を中心に全教職員が一致協力し、チーム学校で未然防止、早期発見・早期対応に努める。

エ 学校における情報モラル教育の充実や携帯電話等の安全・安心な利用に向けた保護者等への啓発活動に努め、家庭における主体的なルールづくりを促す。

オ 家庭や地域社会及び関係機関等との連絡や協力を一層密にして、組織的な生徒指導の推進に努める。

適応指導教室

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等活用事業

ハートなんでも相談員設置事業

いじめSTOP愛顔の子ども会議

(2) 道徳教育の充実と特別活動の推進

ア 児童生徒が道徳的価値を自己とのかかわりで捉え直し、具体的な事象に即してどう行動するかを体験的に学ぶことができる教育実践に努める。

イ 指導内容や指導方法の質的改善による「考え、議論する」道徳授業の実践を通して、児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度を養う。

ウ 「宇摩の子の誓い」を基盤として、学校と家庭や地域社会が一体となり、実効性のある道徳教育を推進する。

エ 心の居場所としての学級づくりに努め、話し合い活動等を通して、よりよい人間関係を築く力や自治的能力を育てる。

(3) 人権・同和教育の推進

ア 人権尊重の理念を全ての教育活動の基盤とし、現職教育の充実、進路を保障する教育の実践、同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進、仲間意識に支えられた集団づくりを通して、生きる力を育むよう努める。

イ 一人一人の教職員が、差別の現実に学ぶことを基本理念として、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた確固たる姿勢を確立するとともに、人権意識を高めるための研修に努め、資質の向上を図る。

ウ 幼(保)・小・中・高等学校の連携を図りながら、計画的・系統的な人権・同和教育の推進を図る。

エ 仲間意識を育て、いじめを生まない集団づくりに努める。

オ 家庭や地域等と連携した人権・同和教育を推進する。

市学校人権・同和教育研究大会

人権・同和教育訪問

(4) 豊かな心を育む教育の推進(情操教育・福祉教育・環境教育・読書活動の推進)

ア 自他の生命や人権を尊重する精神に立ち、互いに認め合い共に生きていこうとする実践的な態度を育てる。

イ 体験を通して学ぶことを重視し、自ら行動できる児童生徒の育成に努める。

ウ 読書をはじめとする心に響く経験を通して、児童生徒の豊かな感性を育てる。

5 望ましい生活習慣と健やかな体を育てる教育の推進

- (1) 児童生徒の体力低下、運動習慣における子どもの二極化を踏まえ、学校体育の指導及び遊びや体育的活動の充実を図り、運動習慣の形成と体力の向上に努める。
- (2) 児童生徒の運動に関する意欲や関心を高め、「できる」「楽しい」「やってみたい」と感じる授業実践を組織的・系統的に推進する。
- (3) 「早寝・早起き・朝ごはん」など家庭における児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図るとともに、食育の充実を図り、望ましい食習慣や睡眠習慣の形成に努める。
- (4) 心の健康、性の問題、喫煙・飲酒・薬物乱用や生活習慣病の兆候等の健康に関する現代課題について、実態を踏まえながら、計画的、継続的に指導する。

学校保健研究大会

えひめ子どもITスタジアム

6 教職員の資質能力と学校組織の活性化

- (1) 服務規律を遵守し、教育職員としての自覚をもって行動するとともに、社会の模範となるよう努める。
- (2) 学校の教育目標の具現化を図るため、組織的、継続的な研修に努め、不断の見直しを行うとともに、児童生徒理解を礎として教育活動を推進する。
- (3) 教職員としての実践的指導力と人間的魅力を深めるための専門的、実践的な研修努めるとともに、体罰等を許さない体制を醸成する。
- (4) 学習指導要領に対応した実践研究を行い、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引継ぎつつ、組織的に授業改善を進め、授業力の向上を図る。
- (5) 実践交流等を通して、教育内容や指導方法などにおける幼・保・小・中の連携や相互理解を深める。
- (6) 教職員一人一人のICT活用指導力や情報モラル向上のための研修を充実させる。
- (7) 職務遂行を通して、互いに学び合い、高め合い、組織力の向上を図る。
- (8) 「学校における働き方改革」の実現に向け、勤務時間に関する意識改革と業務の適正化を進めるとともに、環境整備の充実を図る。

校長研修会・教頭研修会

教務・研修・学力向上推進主任研修会

四国中央市学力向上推進委員会

7 教育の情報化による教育の質の向上

- (1) 教育の情報化による教育の質の向上を目指し、学校を取り巻くICT環境等を整備し、教育の情報化を計画的に推進する。
- (2) ICTを活用した情報共有により、業務の効率化を図ることで校務の負担を軽減し、児童生徒への適切できめ細やかな指導に努める。

幼稚園教育（事務執行所管：福祉部こども課）

基本方針

未来にはばたく、心豊かでたくましく生きる幼児を育てるために、幼児を取り巻く社会の変化を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、幼児や地域の実態に即した特色ある教育を推進し、豊かな人間性や、「生きる力」の基礎を培う幼稚園教育の充実に努める。

重点目標と推進施策

- 1 幼児や地域の実態に即した特色ある幼稚園づくりを推進する。
 - (1) 地域や幼稚園、幼児の実態に即し、全教職員の創意を生かした特色ある幼稚園経営を行う。
 - (2) 教育目標の実現を目指し、幼児の発達の特性に即した教育課程の工夫・改善を図る。
 - (3) 教育環境の充実・整備に努め、幼児の自己実現を促す教育活動を行う。
 - (4) 家庭や地域の人々との連携を図り、心身共に健全な幼児の育成に努める。
 - (5) 園での教育活動や運営の状況等について自己点検・評価を行うとともに、積極的に情報を提供することにより、地域に開かれた幼稚園づくりに努め、保護者や地域等の信頼に応える教育を推進する。
 - (6) 子育てに関する様々な相談事業の充実を図り、子育て支援に努める。

- 2 生きる力の基礎を培う教育内容と指導方法の改善に努める。
 - (1) 多様な生活体験を通して豊かな感性を育てる。
 - (2) 幼児期にふさわしい生活が展開されるよう、幼児の主体的な活動を促し、遊びを通しての総合的な指導を充実させる。
 - (3) 個を生かす評価をもとに、幼児一人一人の発達の特性に即した指導のあり方を工夫する。
 - (4) 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導を行う。
 - (5) 人権・同和教育の推進に努める。
 - ア 一人一人を大切にされた保育を実践することにより、自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を育てる。
 - イ 心に響く体験を通して、豊かな心情や生命を尊重する心を育てる。
 - ウ すべての教育活動の中で、認め合い、支え合う仲間意識を育てる。
 - エ 就学前における人権・同和教育の重要性を認識し、人権意識の芽生えを培う教育の実践に努め、保・認定こども園・小・中・高等学校との連携を図り、一貫性のあ

る人権・同和教育の推進を図る。

オ 一人一人の教職員が、差別の現実に学ぶことを基本理念とし、同和問題をはじめとする様々な人権学習の研修会等に積極的に参加し、自己の生き方や教育内容の充実に努める。

カ 家庭や地域等と連携した人権・同和教育を推進する。

市就学前人権・同和教育研究大会

(6) 特別支援教育の推進に努める。

ア 一人一人の発達の特長や課題、生活上の困難等を把握し、適切な支援に努める。

イ 家庭や関係諸機関との連携を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした教師間の連携による共通理解と幼児の指導に努める。

(7) 道徳性の芽生えを培う教育を推進する。

ア 幼児の道徳性の芽生えを正しくとらえ、道徳的な感じ方や考え方の基礎を育てる。

イ 一人一人の幼児の道徳的な態度や心情の発達に留意し、教育的環境や条件を整備する。

ウ 家庭や地域との連携を密にし、基本的な生活習慣の育成に努める。

(8) 健康・安全教育を推進し、安全で安心な幼稚園づくりに努める。

ア 健康・安全で活力のある生活を送るための基本的な習慣や態度を育成する。

イ 自他の生命尊重を基に、体験を通して安全に対する判断力や行動力を育てる。

ウ 望ましい食生活を身に付ける。

エ 安全点検や安全対策の改善・整備に努めるとともに、家庭や地域社会との連携を密にとり、事故防止に万全を期する。

オ 防犯、防災、交通安全等について、家庭や諸機関との連携を図りながら指導の徹底を図る。

3 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校との連携を密にする。

(1) 地域の実情に即して協力体制を整え、教育内容や指導方法の相互理解に努める。

(2) 幼・保・認定こども園、小の独自性を踏まえつつ、幼児・児童の学びや育ちを連続的にとらえ円滑な接続を図る。

(3) 幼児一人一人の成長や発達の可能性を小学校に伝えるための具体的な方法を工夫する。

4 教職員の資質と指導力の向上を図る。

(1) 専門職としての資質と指導力の向上を目指して研究を充実し、主体的な研修に努める。

(2) 自園の実態に即して研修内容を体系化し、園内研修を充実する。

(3) 常に教養を高め、指導の向上を図るよう自己研修に努める。

(4) 市内幼稚園の研究交流を積極的に推進し、自園や自己の研究に生かせるように努める。

新規採用教職員研修

学校給食

基本方針

食を通して、心身ともに健康な人間を育成するために、児童生徒の心身の健康保持増進を図り、安全・安心で栄養バランスのとれた豊かな学校給食の提供とともに、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成に努める。

重点目標と推進施策

1 栄養バランスのとれた給食

給食をおいしく食べられるようにするとともに、多様な食品の組み合わせや改正された学校給食摂取基準に基づいた栄養バランスに配慮した献立作成に努める。

2 安全衛生管理の徹底

安全衛生に関する研修会の開催やマニュアルの周知徹底など、給食関係者の意識の高揚に努めるとともに、施設設備の改善を図り、安全衛生管理の徹底に努める。

3 給食を通じた食育

生産者や調理員との交流給食を通して食の大切さを学んだり、親子料理教室などでつくることの楽しさを知るなど、学校給食に関する体験学習の機会を児童に提供することで食育を推進する。

4 地産地消の推進

減農薬・減化学肥料で栽培された米、野菜等をはじめ、より安全で安心な地元産食材の活用を推進する。

5 学校給食費の未納解消

学校給食費の未納については、夜間徴収等を強化しつつ法的措置にも取り組むことで未納の解消に努めるとともに、児童手当からの徴収や就学援助の勧奨等未納の未然防止にも努める。また、公会計化の検討を進める。

6 学校給食施設の整備推進

四国中央市学校給食施設整備基本構想に基づき東部学校給食センターを建設し、あわせて稼働開始に向けた準備を進めるとともに、西部学校給食センターの建設についての検討を行う。

青少年健全育成

基本方針

次代を担う子どもたちが、健やかでたくましく、のびのびと育ち、安全で安心して学び遊べる地域づくりを推進するために、健全育成活動の総合的な拠点として、関係機関相互の連携と協働により、地域総がかりで心身ともに健全な青少年の育成に努める。

重点目標と推進施策

1 早期発見、早期指導を目指した補導活動の推進

- (1) 少年補導委員及び関係機関と連携し、地域の実情に応じた計画的・組織的な補導活動の充実に努める。
- (2) 定期的な補導委員会等の開催により、地域や学校及び関係機関、補導委員相互の情報収集（非行・不登校・いじめ等）に努める。

2 地域と連携した活動の推進

- (1) 地域・関係機関・団体との連携を図り、積極的な情報提供や円滑な活動により、地域ぐるみで子どもたちを見守る体制の強化に努める。
- (2) 各園・学校や関係機関等と、不審者情報の共有化を図り、子どもたちの安全安心の確保に努める。

3 非行・いじめ・不登校問題等に関する相談活動の充実

- (1) 少年に関する相談の窓口として、電話相談、訪問相談及び招致相談の充実に努める。
- (2) 少年の生活上の悩みや不登校等の問題解決のため「子ども支援室」を設置し、効果的な個別相談を進め、家庭や学校、専門相談機関と情報共有する等、連携強化を図る。
- (3) 適応指導教室と連携し、登校できない状態にある児童及び生徒への適切な支援を実施する。

4 環境浄化活動の推進

- (1) 白いポストによる有害図書類の回収などにより、青少年の環境浄化活動に努める。
- (2) 非行や事故発生のおそれのある危険箇所の実態把握に努め、有害環境の点検強化と適切な処置を行う。

5 広報・啓発活動の推進

- (1) 少年育成センターの活動概要「すこやか育成」を発行、活用した啓発活動を推進する。

(2) 児童・生徒に対する情報モラルの啓発に努める。

6 研修・調査活動の積極的な参加

- (1) 補導委員及び所員の資質向上を図るために研修会の開催、連絡協議会等への参加、自主計画による研修に努める。
- (2) 青少年の非行・被害防止及び子ども・若者育成支援強調月間での街頭啓発活動等、積極的な参加に努める。
- (3) 情報収集や専門知識を習得するため、各種研修会に積極的に参加し、知識の向上を図る。

7 「宇摩の子の誓い」の推進

- (1) 四国中央市の子どもを育てる市民会議を推進母体として、関係機関と連携を図り普及活動・実践活動を推進する。
- (2) 広報紙や啓発物品を活用した広報啓発活動に努め、市民一人一人の規範意識の高揚に努める。
- (3) 実践方法の具現化を図るため、関係機関と連携による組織的、継続的な活動に努める。

8 関係機関・団体との連携強化

- (1) 四国中央市の子どもを育てる市民会議参画団体等、関係機関との連携強化を図る。
- (2) 四国中央市生徒指導主事会、及び三高校生徒指導連絡協議会等と、相互の情報交換を行い、実態の把握に努める。

社会教育

基本方針

地域の教育力を高め、生きがいを持ちゆとりのある生涯学習社会を築き、健康で潤いのある住みよいまちづくりを展開するために、市民の学習機会の拡充を図り「だれもが、いつでもどこでも学べる」社会教育を推進し、心豊かなひとづくり、まちづくりに努める。

重点目標と推進施策

1 生涯学習の推進

(1) 幼児

幼稚園、保育園と連携のもと、子育て支援事業を展開し、幼児期にふさわしい育成環境づくりに努め、家庭や地域の教育力の向上を図る。

(2) 青少年

青少年を健全に育てる環境が重要な課題となっている状況を踏まえ、青少年の興味や関心に即した学習や社会参加活動・生活体験の場等の拡充を図る。

(3) 成人

生涯学習の視点にたち、様々な学習要望に応える学習講座の開設や自主講座の積極的な支援を行う等、市民の学習意欲を高める。

(4) 高齢者

高齢者が健康で生きがいを求めることができる学習の提供と高齢者が持つ豊かな知識、技能等を活かせる社会参加機会の拡充を図る。

(5) 家庭

家庭の教育力の向上を図るため、PTA、愛護班、婦人会等社会教育団体と連携し、子育て学習講座の開催や地域ぐるみの子育て支援活動体制の整備に努める。

(6) 人権

公民館の利用団体、サークル等を対象に講座を行い、人権教育・啓発の推進に努める。

2 公民館活動の充実と計画的な公民館整備

地域に密着したつながりのある公民館活動を推進するため、地域コミュニティの再生を図り、住民の学習要望や動向等を把握するとともに、地域の学習拠点としての教育・奉仕活動や体験活動を支援し、人材育成に努める。また、公民館整備 10ヵ年計画（案）に基づき、計画的な公民館整備を推進する。

人権教育

基本方針

行政・学校・地域社会が一体となった人権・同和教育の推進を図るとともに、「四国中央市人権尊重のまちづくり条例」及び「人権尊重都市宣言」の趣旨に則り、お互いの人権が尊重されるまちづくりに努め、すべての人の人権が保障される人権・同和教育を展開する。

重点目標と推進施策

1 人権・同和教育の推進

- (1) 人権・同和教育会報「きずな」を隔月に全戸配布し、市内の活動内容等を紹介することにより、市民の人権教育及び啓発に努める。
- (2) 人権・同和教育推進者養成講座及び修了者会を開催し、人権・同和教育推進者の養成を図る。
- (3) 「身元調査おことわり運動」や「心を育てるための5つの目標」の周知等を市内全域に展開し、人権意識の高揚を図る。
- (4) 新規採用・転入教職員等人権・同和教育研修会を実施し、教職員及び市職員の人権意識のレベルアップを図る。
- (5) 市内企業を対象に講演会や講師派遣を行い、人権教育及び啓発の推進に努める。
- (6) 市内各公民館の利用サークル等を対象に講座を行い、人権教育及び啓発の推進に努める。
- (7) あらゆる機関や組織を通して、行政と学校教育や社会教育との連携を図る。
就学前人権・同和教育研究大会
人権・同和教育研究大会(社会教育部)
- (8) 全国・四国地区・愛媛県等の人権・同和教育研究大会へ参加し、人権教育及び啓発の深化を図る。
- (9) 四国中央市人権・同和教育基本方針を軸とした、統一的な人権教育及び啓発を推進する。
- (10) 身近な内容の人権・同和教育番組を制作し、ケーブルテレビで放送することにより、市民の人権教育及び啓発に努める。

2 人権教育協議会組織機能の充実

人権教育推進の中核的役割を果たす「四国中央市人権教育協議会」の機能の拡充を図る。

文化振興

基本方針

文化の香り高いまちづくりを進めるため、本市独自の文化創造や市民の文化活動の育成と定着を図り、豊かな地域文化の醸成に努める。また、文化財保護行政業務を中心に、地域の歴史文化遺産の保護と継承を推進する。

重点目標と推進施策

1 文化活動の振興

(1) 文化関連団体の支援

・文化協会等の活動を支援することにより、諸団体の機能充実を図り、文化活動を通じた市民の一体感醸成を図る。

(2) 芸術文化活動の推進

・四国中央ふれあい大学を中心に、芸術文化鑑賞の機会を提供するとともに、市民の自主的な芸術文化活動の支援を行うことで、市民の情操感を養う。

(3) 四国中央市文化情報の発信

・書道パフォーマンス甲子園と紙のまち新春競書大会の開催により、紙と書が一体となった独自の文化を内外に発信することで、本市の文化全般の活性化を図る。

(4) 読書活動の推進

・市民の教養文化の向上に資するため、図書館の蔵書の充実、資料の整備等、利用の充実や関係機関等との連携強化を図るとともに、子どもの読書活動推進計画の具現化に努めることで、読書活動を行う意欲を高める環境づくりを行う。

2 文化財保護

(1) 文化財調査・保護活動

・市内に存在する文化財を調査し、その保護と整備を図る。成果を広く市民に紹介することで、文化財に対する理解と認識を深め、文化財の保護意識の醸成を図る。

(2) 文化財学習の推進

・学芸員を中心に講座や説明会の機会充実に努めるとともに、関係機関とも連携のうえ、博物館施設を拠点として、企画展開催等の学習機会の拡充と充実に努める。

(3) 歴史文化遺産の保存・継承

・地域に遺された歴史文化遺産や伝統文化の把握に努め、普及啓発の充実等を行うことにより、生涯学習の機会充実と、保存と継承が可能となる基盤を醸成する。

スポーツ振興

基本方針

市民の健全な心身の発達を促し、健康で豊かな文化生活を営むため、スポーツによる楽しみ・健康づくり志向者を含む多様化したニーズを考慮した各種施策を行い、市民総参加による、体育・スポーツの普及・振興に努め、生涯スポーツ社会の実現に向け、すべての市民が親しめる体育・スポーツ活動を推進する。

重点目標と推進施策

- 1 体育・スポーツ指導者の育成と指導力の強化
スポーツ関係指導者の資質の向上と育成を図るため、講習会、研修会等を開催する。
- 2 体育・スポーツ団体の育成指導
 - (1) 市民体育スポーツの振興を図るため、体育・スポーツ団体を支援する。
 - (2) 地域スポーツ活動を助成し、総合型地域スポーツクラブの育成に努める。
 - (3) 各種スポーツ人口拡大のため、軽スポーツ、レクリエーションの普及に努める。
- 3 体育・スポーツ施設の整備と利用促進
 - (1) 体育施設・設備の整備充実と利用促進を図る。
 - (2) 学校体育施設開放事業を推進する。
- 4 市民の体力向上と健康づくりの推進
 - (1) 市民の体力向上を目指し、各種スポーツ健康教室等を開催する。
 - (2) 高齢者のスポーツ、レクリエーションの指導、奨励を図る。
 - (3) 市民の健康増進と各種スポーツ活動の促進を図るため、市民スポーツ祭等を開催する。
 - (4) スポーツ少年団活動を通して児童生徒の健康な身体と社会に貢献しうる豊かな心を育てる。

【平成 30 年度版】
平成 30 年 4 月 1 日 発行